

福岡市政に対する提言

福岡商工会議所

今年に入り、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスは、世界経済のみならず、わが国の経済にも甚大な影響をもたらしています。

福岡市においても例外ではなく、当所が実施した令和2年度第1四半期（4-6月期）の経営動向調査によると、業況DIは▲64.6とリーマンショックに迫る低水準となるなど、市内の経済活動にかつてないマイナスの影響をもたらしています。

経営者を取り巻く環境が日増しに深刻化する中、福岡市長ならびに福岡市議会においては、家賃支援や飲食店支援などの独自の緊急経済支援策をいち早く講じていただくとともに、当所と連携し相談体制の強化を図っていただきました。

当所においても、新型コロナウイルスの感染拡大以降、3月から8月までに約1万5千件を超える事業者からの経営相談に対応してまいりました。また、コロナ下での売上維持や販路拡大、雇用確保を支援する特設ホームページの開設、オンライン商談会やオンライン交流会の開催など、事業者の状況に応じ、様々な支援に取り組んでまいりました。

しかし、7月以降の感染再拡大で影響は長期化しており、経営者は先が見通せず厳しい状況に立たされています。この状況が長引くと倒産・廃業の増加が懸念されます。事業継続に向けて、まずは、感染防止策を講じ感染再拡大に備えつつ、経済活動を再開していくことが求められています。そのためには、資金繰りや雇用維持といった足元の支援に加え、感染防止のための業態転換やIT・ICT活用によるデジタルシフトに対する支援も重要となっています。

一方、今まで中小企業が抱えてきた人手不足や事業承継などの本質的な課題は依然として残っています。コロナ収束後も福岡市が活力を維持していくためには、「価値ある技術・経営資源」を残していくための事業承継支援や、「スタートアップ・エコシステム拠点都市形成事業」を最大限に活かした創業・第二創業等支援などを行い、企業の成長を促していく必要があります。

福岡商工会議所では、今後も「商工業者の改善と経済の発展」の理念を掲げ、新型コロナウイルスで甚大な影響を受けた中小企業・小規模事業者への支援に尽力し、市政と協働し福岡市の発展に寄与して参る所存です。

つきましては、福岡市においても、市内事業者がこのコロナ禍を乗り越え、社会環境の大きな変化に対応し持続的成長ができるよう強力かつ継続的な政策の実行と、コロナ収束後の福岡市のさらなる発展を見据えた長期的な政策の実行を図られるよう、以下の通り提言いたします。

I. 商工業者への支援施策

1. コロナ禍を乗り越え、挑戦する中小企業への支援の継続・強化、商工会議所との連携強化

重点

(1) 中小・小規模事業者等の事業継続に向けた金融対策の継続・拡充

- 長期化するコロナ禍により、売上回復の見通しが立たないまま手元資金が枯渇する中小企業・小規模事業者が増えることが懸念される。資金調達が必要な中小企業等に対する円滑かつ安定的な金融支援の維持を図られたい。また、既往債務の柔軟な条件変更、条件変更による新規借入れへの影響の回避等を図られたい。
- 福岡県中小企業再生支援協議会では、新型コロナウイルス対策特別貸付等を活用しても資金繰りが確保できない中小企業等に対して、新規融資を含めた金融機関調整を伴う特例リスクスケジュール支援に取り組んでいる。コロナ収束後の再生を見据えた新たな資金繰り支援策であり、積極的に周知を図られたい。

重点

(2) 「新しい生活様式」に対応し事業を継続するための支援

新型コロナウイルス感染拡大により、企業を取り巻く環境は大きく変化し、「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデルへの転換を迫られている。中小・小規模事業者が、「新しい生活様式」に対応し、安定的に売上を確保できるよう、また感染症発生時や近年多発している自然災害発生時においても事業継続をできるように、後押しする必要がある。

- オンライン販売（ECサイト、越境EC等）やオンライン展示会・商談、各種イベントのライブ配信など、非接触による販売方式や販売強化を図る中小企業等に対して、運営費用・出展費用の助成や販路拡大の機会創出により後押しをされたい。
- 「新しい生活様式」に対応した新製品・新サービスの開発、新たな事業展開に向けて取り組む中小企業等に対して、事業費の補助や専門家による支援の実施等を検討されたい。
- 感染症発生時の対策を含むBCP策定セミナーやBCP策定企業に対するインセンティブの付与の実施など、中小企業等のBCP策定率向上に向けた取組を強化されたい。

重点

(3) 接触回避や生産性向上に資するIT・ICTの活用支援

中小企業等の本質的な経営課題である「人手不足」を解消し、持続的な成長を推し進めるためには、IT・ICTの活用による業務の効率化、生産性向上に向けた経営革新（イノベーション）が必要不可欠である。また、今般のコロナ禍により接触を回避する「新しい生活様式」への対応として、IT・ICT等デジタル技術の活用がこれまで以上に重要となっており、これらのIT・ICT活用に関する支援を講じられたい。

- 接触回避に資するテレワークやオンライン会議システム等の環境整備に対する支援の継続・拡充を図られたい。また、業務の効率化による生産性向上に向けて、クラウド会計システム等の導入メリットの啓発活動や導入支援への継続的な取り組みを推進されたい。
- 接客時間の短縮による感染防止や店舗の省力化・業務効率化に資するキャッシュレス決済やモバイルオーダーなどの活用を推進されたい。
- 経営資源に乏しい中小企業等のデジタルシフトを後押しする専門人材の育成や、専門家による個々の企業の状況に応じた導入・定着のきめ細かい支援を推進されたい。

(4) 商工会議所との連携強化

中小企業・小規模事業者の経営課題が高度化・複雑化する中、「小規模支援法」において、商工会議所等が中核となって他の機関と連携し、地域総ぐるみで小規模事業者の支援を行うことが明記されている。商工会議所は専門家や行政等の支援策を活用しながら個々の事業者に対する事業継続や経営力向上の支援を行い、さらに、商店街支援等を通じ地域活性化に繋がる面的支援も同時に展開している。については、中小企業・小規模事業者支援に関する各種施策の相乗効果が十分発揮されるよう、商工会議所との連携を一層強化されたい。

- 令和3年4月にスタートする次期の「みんなで応援！中小企業元気都市プラン」に関し、中小企業の振興に関する施策の推進にあたっては、引き続き安定的な実施体制と予算を確保するとともに、国や福岡県の各種施策との相乗効果が十分発揮されるよう、商工会議所との連携を一層強化されたい。
- 当所では「中小企業強靱化法」に基づく「事業継続力強化支援計画」の策定(計画開始令和3年4月～)を予定しており、策定に向けて協力・連携の強化を図られたい。
- コロナ下において、商工会議所は各種支援策の相談・申請の窓口として、8月までに延べ約1万5千件以上の相談に対応してきた。影響の長期化により、さらなる相談体制の強化が必要となることから、引き続き、特別相談窓口への予算措置等、継続した支援をお願いしたい。

2. 円滑な事業承継に向けたさらなる支援強化

中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継は企業存続のための喫緊の課題である。コロナ禍で資金繰りや財務が悪化する中小企業が相次いでおり、倒産や後継者不在により廃業に追い込まれる企業の急増が懸念される。地域が活力を維持するためには、中小企業もつ「価値ある事業」を残すことが必要であり、円滑な事業承継に向けたより一層の支援強化が求められる。

- コロナ禍により加速する廃業・倒産を食い止めるためにも、経営者が「まずは事業承継」という意識を持つ必要がある。そのためにも、官民一体となり、事業承継への早期取組の呼びかけを行い、支援策の推進を図られたい。
- 福岡県事業承継支援ネットワークや福岡県事業引継ぎ支援センターでは、コロナ禍を機に事業承継に向けて早めに準備したいとする経営者の相談先として役割を果たしている。これら支援機関と連携した、事業承継支援の一層の促進を図られたい。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、企業は新たなビジネスモデルへの転換を迫られている。既存の経営資源を活かした成長が見込める事業承継は、買い手企業や創業希望者にとって成長の機会でもあるため、その促進を積極的に図られたい。特に、ベンチャーに引き継ぐ「ベンチャー型事業承継」支援の強化や「後継者人材バンク」の周知及び活用促進を図られたい。
- 事業承継に際し、後継者や後継者の親族が債務保証(経営者保証)の引継ぎを敬遠し、承継を断る事例も多い。借入の経営者保証は事業承継促進における残された大きな課題となっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行きが見通せない中で、ますます障害となることが予想される。昨年末に公表された「事業承継時に焦点を当

てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」は、金融機関が旧経営者と後継者から二重で債務保証を求めることを原則禁止としており、さらに後継者からの取得については、事業承継の阻害要因となる旨を十分に考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁の一つである債務保証の引継ぎ問題を解決する一助になり得ることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関などに対して周知徹底を図られたい。

3. 「スタートアップ・エコシステム拠点都市形成事業」を最大限に活かした新たな経済の担い手育成

令和2年7月、福岡市は、内閣府による「スタートアップ・エコシステム拠点都市形成事業」においてグローバル拠点都市に選出され、スタートアップ支援のさらなるステップアップを図られている。また、コロナ禍による「新しい生活様式」への対応という社会環境の大きな変化のなかで、新商品・新サービス開発のためオープンイノベーションが促進されており、ベンチャー企業にとっては大きな飛躍のチャンスとなっている。

今後、本事業を最大限に活用し、新たな経済の担い手の育成および新たな価値の創造、ひいては福岡市の持続的成長に取り組まれたい。

(1) 創業支援の強化

- 創業の促進には、とりわけ創業希望者を増やす取り組みが重要である。起業マインド醸成を促すセミナーの開催や、スタートアップカフェと連携した創業希望者の掘り起しに引き続き積極的に取り組まれたい。
- また、商工会議所との連携による起業塾への継続支援により、ノウハウの不足・資金調達・販路開拓・人材確保などの創業希望者の課題に対し、創業準備段階から事業が軌道に乗るまで、段階に応じたきめ細かな支援を講じられたい。

(2) ベンチャー企業、イノベーションの創出・新規事業に挑戦する中小企業への支援

- 自治体や関係機関が連携し、事業者視点にたった一体的な支援を推進されたい。特に「Fukuoka Growth Next」と商工会議所が、創業間もないスタートアップ企業に対して、着実な成長に向けた切れ目のない支援を行えるよう連携を図られたい。
- アイデア・技術シーズのマッチング強化やVC、地場企業をはじめ既存事業者からの投資促進を図られたい。
- 各大学や公的研究所などの所有する特許・技術などシーズ技術の商用化による事業開発により参入障壁を築くことで競合他社との競争優位を確立することが今後の地場企業の経営基盤の強化を図ることに繋がるため、国内外大学をはじめ公的研究機関などのTLO事務局との密なコミュニケーションによるシーズの発掘、マッチング支援、企業におけるイノベーション促進を図られたい。
- 世界に通用するベンチャーを福岡に生み出し、育てる生態系(スタートアップ・エコシステム)を構築するため、起業を目指す学生や社会人への実践的な「起業家育成プログラム」の実施を支援されたい。
- ベンチャー企業、イノベーションの創出・新規事業に挑戦する中小企業の競争力強化を図るため、知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)取得に対する支援促進を図られたい。

- 海外の起業家を積極的に呼び込めるよう、外国人創業者の受け入れ促進、スタートアップビザの活用促進など、「グローバル創業・雇用創出特区」活用による施策や一層の規制緩和を講じられたい。

4. 人材確保の支援と多様な人材活用の推進

新型コロナウイルスの影響による中小企業等の業務縮小・経営悪化等に伴い、有効求人倍率は5年8カ月ぶりの低水準となっているが、少子化による生産年齢人口の減少が引き起こす中小企業の人手不足は構造的な問題であり、今後さらに成長率を押し下げる要因になりかねない。中小企業におけるU I Jターンを含む人材採用や、「働き方改革」、「多様な人材の活用」を通じた人材確保に資する支援は継続して取り組んでいく必要がある。

(1) 人材確保のための採用支援（オンライン合説等）

- 中小企業においては、新卒採用のみならず、即戦力となる人材を求めている。新型コロナウイルスの影響により、オンライン上での会社説明会や面接は非対面での採用活動を可能とし、場所や時間に制限がないということから中小企業にとってニーズが高まると思われる。また、求職者においても利便性が高いものと認識されている。中小企業が求める人材を採用できるよう、従来の対面式の合同会社説明会等だけでなく、オンラインによる会社説明会の実施支援（設備導入支援やノウハウ提供等）などを含めた、採用活動に資する支援の充実を図られたい。

(2) 若者やU I Jターン人材に向けた地元企業を「知る」機会の創出支援

- オンラインによる非対面での採用活動が活発化すると、場所に捉われず人材の確保が可能となる。首都圏や関西圏に進学した学生等のU I Jターン人材の確保を行う場合、中小企業は、大手企業と比較して情報発信力が弱く、知名度の不足が課題である。課題解決のためには、就職活動やインターンシップへの参加が本格化する前の大学1・2年時から、社会的、職業的自立に向けたキャリア教育の一環として、地元の中小企業への理解を深めるための教育が重要である。ついては、オンラインでの実施も活用しながら、学生に対する長期インターンシップ制度など職業を実体験できる教育や学生と企業との交流の場の提供を通じ、地元企業を紹介する特設HPや学生を介しての企業紹介といった地元企業を『知る』機会の継続的な創出・充実を図られたい。また、職業観を醸成する教育を通じて大学生の地元企業への就職意欲に結びつけるとともに、採用ミスマッチの防止に注力されたい。

(3) 多様な人材が活躍できる環境の整備

新型コロナウイルスの影響により企業を取り巻く環境は大きく変化しており、今後、中小企業等でもテレワークや時差出勤制度等の導入による「多様な人材の活用」や「働き方改革」が一層求められる。

- 経営者自身の「働き方改革」や「多様な人材の活用」に向けた意識変革につながる取り組みに注力されたい。また、多様な人材が能力を発揮できる環境整備や働き方改革に取り組む中小企業への支援、インセンティブ付与などの施策拡充を図られたい。また、働き方改革や多様な人材活用の推進に関して行政・関係団体が行うサポートの周知を図られたい。

- 外国人や女性・シニア・障がい者などを含む多様な人材の活用に向けて、マッチング支援や就労環境の整備支援とともに、企業に対する活用メリット、ノウハウを提供するなど、企業側の採用意欲を高める支援の充実に図られたい。

(4) 多様な人材活用に向けた、リカレント教育等の人材育成の推進

中小企業が今後生き残るためには、変化していく社会環境に適応して能力を発揮できる人材の育成が重要である。

また、将来の多様な人材活用のため、未就業者や転職を視野に入れた社会人に対し、最先端のテーマや話題の社会課題に理解を深め、仕事に必要な基礎能力を向上させる機会や、企業が求める専門的なスキルの習得に繋ぐ機会を継続して提供することが求められる。

現在、多様な人材の活躍に向けて行政、大学、経済界が連携した「福岡未来創造プラットフォーム」を通じ、様々な学び直し（リカレント教育）の機会を提供している。学び直し（リカレント教育）の機会の提供のため、人材育成のいっそうの推進を図られたい。

- 多様な人材の活躍に資する学び直し（リカレント教育）の機会の提供について連携を推進されたい。
- 学び直しプログラムの開発について協力や費用の補助をお願いしたい。
- 学び直しの機会について福岡市の発信力を活かした情報発信などを協力されたい

5. 地域商業、商店街への支援

地域の商店街は、商業者が集積し、地域経済の重要な役割を担うとともに、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能を補完し、地域コミュニティの担い手としての役割を果たしている。地域商業・商店街の再生・活性化に向け、商業者のニーズを踏まえた地域商業・商店街対策を推進されたい。

- 来街者の回復に向けては、商店街一体となり感染防止対策に取り組み、来街者に対して安全・安心な街であることを情報発信することが重要である。イベント開催時の感染防止対策や、感染防止対策実施を PR する広報ツール作成などの、感染防止対策に係る費用の補助をお願いしたい。
- プレミアム付き商品券発行事業は、商店街における集客力向上に大きな効果を発揮するため、引き続き継続・拡充を図られたい。また発行にあたって、制作費や運営費などの経費が増加しているため、事務経費に対する補助金の拡充をお願いしたい。
- 地域の賑わい創出のために実施する来街者や地域住民の交流に資するイベント等への費用補助を拡充されたい。
- コロナ禍により今後、商店街の店舗の閉店・廃業が加速し、商店街組織の衰退が懸念される。商店街組織の強化を図るため、会員店舗の増加につながるような支援をお願いしたい。あわせて、商店街の次世代を担う人材育成の支援拡充を図られたい。
- 商店街の広報支援などを含め、商業者のニーズを踏まえた商店街施策を拡充されたい。また、これらの施策を規模の小さな商店街でも利用しやすいよう、補助金申請手続きや申請書類等の簡素化を図られたい。
- 活性化支援金制度のさらなる活用に向けた見直し、指導相談の充実に図られたい。

6. 公共事業をはじめ地場企業の受注機会の拡大

中小企業の官公受注への取り組みを継続し、引き続き十分な事業枠の確保と契約拡大に努められるとともに、新型コロナウイルスの影響で資材不足や人員不足が発生し遅延している公共事業については、引き続き納期の猶予等の配慮をお願いしたい。

また、公共工事や物品・サービスの発注に際して地場企業へ優先発注するとともに、労務費・資材単価などの変動を反映した適正価格での発注に十分に配慮されたい。あわせて、雇用確保の観点から、中小企業が発注に対応するための人員確保に過度の負荷がかからないよう、時期的偏りを作らず、年間を通じた安定発注となるよう配慮されたい。

7. デジタルガバメントの推進

今般のコロナ禍により、行政のデジタル化は、感染防止に資するだけでなく、緊急時において必要な施策を正確に迅速に届ける上で、非常に重要ということが浮き彫りとなった。福岡市においては、「福岡市データ活用推進計画」に基づき民間企業と連携し、行政手続きのオンライン化、AIなどのICTを活用した市民サービスの提供を推進されている。引き続き、「デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）」の徹底を図り、各種支援策に関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続き、行政サービスにおけるICT活用を推進されたい。また、デジタルガバメントの推進と合わせて「スーパーシティ構想」の都市選定に向けて尽力されたい。

II. 経済・産業振興施策

重点

1. 福岡を支える第3次産業（宿泊・飲食など）の需要回復を促す支援

福岡市はこれまで観光やビジネスによる交流人口拡大を推進し、これらの施策は大きな経済波及効果を生み出してきた。特に、福岡市は事業所数の約9割が第3次産業であり、その中でも宿泊、飲食サービス関連の事業所数は約1万700件（約15%）におよぶ。今般のコロナ禍により宿泊業・飲食サービス業をはじめ、それらに関連する業種などは事業継続の危機に直面している。今後、域内外の交流人口の回復に向けて、大きな打撃を受けている宿泊業・飲食業を中心とした第3次産業の需要回復への支援が不可欠である。

(1) 感染防止対策に係る支援の継続・拡充

- 宿泊業・飲食業従事者は対面を前提とした業務であることから、利用者の不安を払拭するためにも、宿泊業・飲食業従事者に対するPCR検査等の受検環境の整備および費用の補助をお願いしたい。
- 宿泊事業者・飲食事業者は各々で出来る限りの感染防止対策に取り組んでいるものの、安全面の悩みを抱えている事業者も多い。すでに福岡市では飲食店向けの安全対策支援として安全対策アドバイザーの無料派遣を実施されているが、本支援事業の継続や対象業種の拡大を図られたい。
- 消毒液やマスクを含めた備品購入や感染防止のための設備導入など感染防止対策に係る費用の補助をお願いしたい。

(2) 徹底した感染防止対策に取り組む事業者の需要回復を促す支援

- 徹底した感染防止対策に取り組む宿泊施設・飲食店の利用促進を促すためのクーポン券発行事業など、消費意欲を喚起する大胆な支援策を実施されたい。
- 商店街や商工会議所が行う、地域の賑わい創出を目的としたキャンペーンやイベント等の取り組みに対する協力および支援をお願いしたい。特に、当所が行う「福岡外食応援団『GOOD UP FUKUOKA』」は、飲食店に対する“安全面でのサポート”と“集客面でのサポート”を柱とした事業であり、福岡市が行う支援策とも関連性が高いため、さらなる連携やより一層の協力を図られたい。

2. 交流人口の回復に向けた観光振興

観光産業は旅行業や宿泊業、運輸業のみならず、飲食業、サービス業、小売業など関連分野が多岐にわたり裾野が広く、地域の経済と雇用に与える影響は非常に大きい。今後の需要回復に向けて、安全・安心な受入環境整備はもとより、市内観光資源の磨き上げ、魅力の発信などにより、まずは停滞した国内観光の活性化に取り組むことが最優先である。その上で、収束後の社会環境変化を見据え、新たな観光需要の創出に中長期的かつ戦略的に取り組むことで、国内外の観光・ビジネス客による需要安定・持続的成長への回復を図っていくことが重要である。

(1) 「新しい生活様式」に対応した観光客受入環境の整備促進

① 観光事業者の受入環境整備

- 観光事業従事者は対面を前提とした業務であることから、観光客の不安を払拭するためにも、観光事業従事者に対する PCR 検査などの受検環境の整備および費用の補助をお願いしたい。
- 接触回避に資するキャッシュレス決済は、新型コロナウイルス収束後のインバウンド需要獲得にも有効なことから、引き続き、普及促進および導入支援をされたい。また、商店街等においてキャッシュレスインフラの整備支援を講じられたい。

② 観光客の利便性向上

- 主要観光拠点と周辺商店街や市内近郊の観光スポットとの回遊性を向上するための分かりやすい公共交通機関の案内表示や観光マップへの掲載をはじめ、SNS等を活用した情報発信の推進を図られたい。
- 公共施設・空間や駅、大型商業施設、宿泊施設及び飲食店等における無料Wi-Fiの環境整備及び拠点拡大とその機能の向上を図られたい。
- 福岡観光モデルルートが掲載されている福岡市の観光ポータルサイト「よかナビ」のさらなる認知向上を図られたい。
- AR（拡張現実）アプリ等の先進的なICTの活用による観光情報の発信や感染症対応店舗の発信を図られたい。
- 観光客向けの災害・事故リスク対策（観光BCP）の構築を図られたい。

(2) 国内客の取り込みを重点とした観光振興

- 交流人口回復の足がかりとして、地元や近隣への近距離旅行「マイクロツーリズム」の推進を図られたい。

- 福岡市を拠点とした広域観光の魅力を国内外に向けて効果的に発信するプロモーションを展開されたい。
- 地元の観光商品の磨き上げに取り組む、旅行会社と市内観光関連事業者の商談会や観光見本市出展への支援や、当所が実施する「観光商談会」等、事業者の販路拡大・販路開拓に資する事業への協力・支援をお願いしたい。

(3) 地域資源を活用した着地型・体験型観光の充実

① 伝統芸能の積極的活用

「博多芸妓」「博多独楽」「筑紫舞」「博多仁和加」など、伝統芸能が地域に根付く都市であり、特に、芸妓文化の存在する都市は全国的に見ても数少ない。国内外観光客の旅行の目的が「モノからコト」へ変化する中、伝統芸能のもつ観光資源としてのポテンシャルは高いものがあるが、その認知度の向上が重要である。

- 博多伝統芸能振興会が開設した「博多伝統芸能館」は、博多の伝統芸能に実際に触れて体験でき海外からのインバウンド客や国内観光客から好評を得ていることから、会館の積極的活用と運営に対する支援を図られたい。
- 「博多芸妓」、「博多独楽」、「筑紫舞」、「博多仁和加」などの伝統芸能を地域資源として積極的に活用するとともに、その継承のために支援されたい。

② 「博多旧市街プロジェクト」を通じた博多部の観光拠点機能整備と回遊性向上

- 博多エリアの観光振興を促進するために、福岡市が中心となって「博多伝統芸能館」や近隣の関連する諸施設・事業者・店舗等で観光支援のプラットフォームを立ち上げ、エリアマネジメント機能を持った体制を構築されたい。
- 冷泉地区には櫛田神社はじめ博多伝統芸能館、博多町家ふるさと館などが隣接していることから、観光拠点ならびに地元伝統工芸・文化等の発信拠点となるよう整備されたい。また、「博多旧市街プロジェクト」の推進とあわせて冷泉・御供所両地区の回遊性向上のために道路・標識・その他諸施設を整備されたい。

③ セントラルパーク構想の早期実現、福岡城跡・鴻臚館跡の整備

- 福岡の歴史・芸術文化・観光の発信拠点として、「セントラルパーク構想」の早期実現や福岡城跡・鴻臚館跡の整備を図られたい。

④ 市内各区の地域資源の魅力向上と近隣市と連携した滞在型観光の推進

「見る」観光資源に加え、福岡の強みである文化・伝統を体験できる観光資源を磨くことによって、福岡市が旅の目的地に選ばれ（DMO）、滞在時間を延ばし、地域への波及効果を高めることができる。

- 福岡観光コンベンションビューローをプラットフォームとした体験型観光の仕組みづくりを推進されたい。
- 天神・博多地区以外の市内各地区において、新たな観光資源の発掘、磨き上げ、魅力向上を図り、観光客の分散化およびマイクロツーリズムを含む国内観光の活性化、新型コロナウイルス収束後の新たな観光需要の創出を図られたい。
- 近隣地域と連携しサイクリング、トレッキング等体験、交流、滞在型観光（福岡～糸島など）を推進されたい。

(4) 景観の保全・活用による観光地としての魅力向上

- 市民・企業・行政の共創のまちづくりにより、「フラワーシティ福岡」を目指す「一人一花運動」の継続的な推進をされたい。
- 観光地区周辺の屋外広告の適正化、無電柱化を推進されたい。
- 福岡の歴史、地域性を活かした景観の整備を推進されたい。

3. ポストコロナを見据えた長期的視点でのインバウンド・MICEの誘致

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、インバウンド需要は激しく落ち込み、感染収束後もすぐに需要が回復するのは難しいと考えられる。しかし、少子高齢化・人口減少という構造的課題を抱え国内観光客が減少していく中で、訪日外国人観光客の誘客は地域経済の活性化に非常に重要である。今後、短期的には、今後開催が予定される東京オリンピック・パラリンピック、世界水泳選手権に向けた安全・安心な受入環境の整備、長期的には、インバウンド・MICE需要回復を見据えた継続した誘客や環境整備などを図られたい。

(1) MICE受入環境の整備の継続

- 感染収束後のコンベンション需要に対応できるようウォーターフロント地区の再開発を早期に推進し、MICE拠点の整備と周辺施設との連携を図られたい。なお、その際にはハイブリッド型（オンラインとリアル）で開催できる拠点整備を意識されたい。
- 歴史的建造物や文化施設をユニークベニューとしてレセプション等の会場として活用することは、訪日外国人の地域に対する理解を深め、MICE誘致の競争力強化に効果的である。文化施設・公共空間等の利用開放、利用可能な施設や公共空間の更なる活用を推進されたい。また、国家戦略特区を活用した道路占用事業について、パーティーやシティプロモーションのイベントなどの利用促進を図られたい。
- 首脳クラスが参加する国際会議などの大型MICEに対応でき、地域のブランド力を向上させるハイグレードホテルの積極的な誘致を引き続き推進されたい。

(2) ビッグイベントを活用した福岡のPR推進と経済効果の発現

ラグビーワールドカップ 2019 は、開催期間中に参加国・地域から福岡市を訪れた外国人は前年同期比約 1.6 倍、福岡県内の経済波及効果は 154 億円にもおよび、地域経済の活性化に大きく寄与した。東京オリンピック・パラリンピック、世界水泳選手権の開催に向けて、感染防止対策を徹底した受入体制の強化を図られたい。そして、安全・安心な都市としての情報発信を行い、当市の認知度向上を図られたい。

大規模スポーツ大会は、世界各国との交流促進、「福岡」の知名度・イメージの向上など、地域の活性化に与える影響が大きいことから、今後も新たなビッグイベントの積極的招致・開催に取り組まれたい。

(3) 多様なインバウンド訪日客の誘客

インバウンド訪日客の誘客は地域経済の活性化に非常に重要であるため、将来的な出入国制限の段階的緩和を見据え、継続してプロモーション活動を推進されたい。かねてから指摘されているが、福岡への入国者国籍は東アジア（韓国、中国、台湾、香港）に集中しており、政治情勢等によって影響を受けやすい。訪日外国人の持続的・安定的拡大のため、

特に経済成長率の伸びが高いタイ・ベトナム・マレーシアなどのアセアン諸国からの観光客誘致活動を推進されたい。また、2019年ラグビーワールドカップやG20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議開催での経験を活かし、欧米豪からの誘客促進にも引き続き取り組まされたい。あわせて福岡空港における欧米豪との直行便就航に向けた誘致活動を推進されたい。

4. 食関連産業ならびにクリエイティブ関連産業の振興

福岡市の強みである食産業やクリエイティブ関連産業の振興は、製造・加工・販売やサービス業をはじめ、観光の面からも集客強化に繋がるなど幅広い産業振興と地域活性化に寄与する。これまでも当所や福岡市をはじめ関連企業・団体等が一体となり、諸々の振興施策や地域の賑わい創出に取り組んでおり大きな成果をあげている。今後も、さらに内容を拡充し効果を高めていく必要があることから、引き続き積極的な支援を図られたい。

また、成長を続けるクリエイティブ産業についても、関連産業の集積を図り、集客力の向上や地域経済の活性化を図られたい。

(1) WEB等を活用した商談会や見本市を通じて食関連産業の振興

- 当所・福岡市他6団体で実施している大規模展示場での「Food EXPO Kyushu」開催もしくはWEB等を活用した商談会実施のための支援の継続・拡充を図り、国内外企業との商談・マッチング成立への取組を推進されたい。
- 地場食品企業が製造する福岡を代表する名物商品を「ふるさと納税」等のチャンネルを通じて、全国に広く周知することで福岡の「食の魅力」、「ブランド」の向上に推進されたい。

(2) クリエイティブ（コンテンツ）関連産業の振興

- アニメ、ゲーム、アート、ファッション、音楽、伝統工芸などクリエイティブ産業の集積を目指し、国内外への情報発信、既存産業とのビジネスマッチングを通じて、福岡発のクリエイティブコンテンツの振興を図られたい。
- 食などを中心とした地元食品製造業、大規模小売店等とクリエイティブ企業とのマッチング機会を設けることで、付加価値の高い商品開発の創出に向けた取り組みを図られたい。

5. 国際ビジネス促進による経済振興

国内市場が縮小する中、福岡市にはアジアに近い地の利を活かし、海外展開に取り組む企業はさらに増加する。意欲ある中小企業が海外市場への参入を目指し現地法人の設立や海外販路拡大に取り組むにあたって、大企業に比べて事業ノウハウや人材が不足しており、より具体的かつきめ細かな支援が必要であることから、海外進出を図る中小企業に対し積極的な支援を推進されたい。

(1) 海外ビジネスを展開する地場企業支援および外国企業とのビジネス連携促進

- 福岡市は、ヤンゴン市（ミャンマー）をはじめ世界8都市と姉妹都市を締結するなど世界の様々な国や都市と友好関係を築いている。その国際関係を活かして、海外展開に意欲的な中小企業への現地情報の発信とビジネスチャンスの創出に取り組まされたい。
- 「ワンストップ海外展開相談窓口」など、中小企業の海外進出を包括的に支援するた

めに5つの支援機関で構成される「福岡ワンストップ海外展開推進協議会」の運営に対し福岡市の国際関連事業との連携や海外情報のタイムリーな提供を図りたい。

(2) グローバル人材の育成・定着にかかる支援

留学生が地元で定着できる環境づくりに取り組み、福岡で就職を希望する優秀な留学生の確保支援を行うなど、国際ビジネスに精通した国内外のグローバル人材の育成および定着を図りたい。

6. 本社機能・政府機関などの誘致

福岡市における高度な都市機能の集積、国内外との多様なネットワーク、災害リスクの低さなどの特性を踏まえ、東京圏に集中する企業の本社機能や海外企業の国内拠点、政府や国際機関の誘致について積極的に推進されたい。

- 国内外の有力企業や政府や国際機関等の福岡市への移転誘致について、積極的に推進されたい。また、インセンティブ（法人税の軽減、補助金など）の創設をされたい。
- 地域の強みを活かし、地域の成長を牽引する企業の誘致・育成を図りたい。
- 海外企業や外国人労働者を誘致するには、子供の教育、家族の就労、住居などの生活環境の整備が不可欠であることから、インターナショナルスクールの拡充や外国人向け医療環境の充実、就労ビザ緩和などの受け皿体制の整備に取り組みされたい。

Ⅲ. 都市機能整備

1. 将来を見据えた都市基盤整備

(1) 福岡空港の機能強化のための整備促進と利便性の向上

九州・西日本地域の経済や交流を支える中核的拠点空港である福岡空港においては、第2滑走路増設などの整備が進んでいるが、過密状態が続き離発着の遅延が常態化している。将来にわたって、アジア、世界を見据えた経済活動を展開するため、さらに高まる航空需要に十分に対応できるよう空港機能強化のための整備・拡充を図りたい。

- 福岡空港における滑走路増設の早期整備に向けて、予算の確保や工期短縮について国に強く働き掛けられたい。
- 国際線において出入国の迅速化を図るため、入国審査官のさらなる増員や顔認証による自動化ゲートの拡充など、C I Q機関の機能拡充に向けた取り組みを国に働きかけられたい。
- 空港へのアクセス強化を図るため、福岡空港への自動車専用道路を早期に整備されたい。
- 国内線と国際線ターミナルにおける旅行者の移動の利便性・快適性向上のため、新たなアクセス手段の整備を検討されたい。

(2) 地下鉄七隈線延伸の早期整備・完成

地下鉄七隈線延伸により、福岡市南西部と都心（天神～博多）が直結することは市民の

利便性向上はもとより、九州の陸海空の玄関口である福岡の魅力を高め、市の発展に資するものと期待されていることから、引き続き、万全な安全対策を講じた上で、早期整備を図られたい。

- 万全な安全対策を講じた上で、地下鉄七隈線延伸の早期実現に向け予算確保について国に強く働き掛けるとともに、工期短縮に努められたい。
- 中間駅と近隣の各観光拠点とのアクセス利便性の確保、また案内標識等の整備を図られたい。

(3) アイランドシティの整備促進

アイランドシティは、博多港の国際海上コンテナ取扱量の増加や、青果市場の開場に伴う物流の増大などに加え、病院や住宅、福岡市総合体育館の開館など先進的なまちづくりが進められ、多様な交通需要の増加が見込まれている。については港湾整備とあわせて都市機能強化に対応した交通インフラなどの早期整備を図られたい。

① コンテナターミナルの早期整備

博多港における国際海上コンテナ取扱量個数は平成29年から令和元年にかけて過去最高を3年連続で更新するなど着実に増加しているため、背後の物流施設の建設とあわせて、コンテナターミナルの機能強化を早期に図られたい。

- 博多港における将来のコンテナ取扱量の増加と船舶大型化に対応した、大水深岸壁(耐震強化)の整備やコンテナターミナルのヤード拡張などの早期整備を図られたい。

② 自動車専用道路アイランドシティ線の早期完成

アイランドシティは、病院や体育館の立地、良質な住環境の形成など先進的なまちづくりの推進による人口増加と、新青果市場の開場をはじめ企業の進出・集積による雇用増大が見込まれており、多様な交通需要と都市機能強化に対応できるような交通インフラの早期完成と公共交通機関の充実を図られたい。

- 物流の増加や街づくりの進展に伴う交通需要増加に対応するために自動車専用道路アイランドシティ線延伸の早期完成を図られたい。

(4) 都心部の開発推進と回遊性向上および交通渋滞の緩和

アジアの拠点都市としての役割・機能を高めるべく、「天神ビッグバン」「博多コネクティッド」の積極的推進による都心部の開発ならびにMICE拠点としてのウォーターフロント地区の再開発を推進し、都市機能の強化を図られたい。また、インバウンドの増加に伴う交通渋滞の緩和や、観光都市としての魅力増進を図るためにも将来を見据えた交通網の整備を図られたい。

- 国家戦略特区による規制緩和を活用した「天神ビッグバン」「博多コネクティッド」並びにウォーターフロント地区の再開発を積極的に推進されたい。
- 都心循環BRTの運行拡充の促進と博多駅周辺、天神・渡辺通、ウォーターフロントの3地区の回遊性とアクセスの向上に取り組まれたい。
- 都心部の交通渋滞緩和のため、民間事業者に配慮しつつ、公共交通の利用促進、都心部における敷地外での駐車場の集約化、周辺部駐車場の利用促進、パークアンドライドの導入などにより、都心部への車両乗り入れ抑制に取り組まれたい。

(5) 大規模開発と商店街等が共生する街づくり

九州大学箱崎キャンパス跡地や青果市場跡地および旧大名小学校跡地などの周辺の商店街等にとって、開発・街づくりの方針などの情報は今後の商店街活動や個々の経営を考えるにあたり、非常に重要であることから、大規模開発と商店街が共存共栄できるまちづくりを推進されたい。

- 周辺地域へ影響の大きな開発・街づくりにおいては、大規模開発に係る選定事業者と周辺の商店街・商工業者等との情報交換や共同・連携を促すような支援を図られたい。
- 周辺商店街等との回遊性の高い共存共栄可能な街づくりを推進されたい。

2. 安全・安心な街づくりの推進

重点 (1) 感染拡大を防ぎ安全・安心な都市の実現

今後、ヒト・モノの動きを活発にし、経済活動の回復を行うために、まずは感染拡大防止に向けた意識醸成や環境整備が必要不可欠である。福岡市が「安全・安心な都市」を実現し、世界に向けてアピールすることで、感染収束後に域内外からの交流人口の回復や経済の早期回復が見込まれる。

- 感染拡大を防ぐためには、市民一人ひとりが「人にうつさない」「人からうつされない」「感染している可能性を疑う」という意識を持ち、適切な行動をとる必要がある。これらの意識を醸成するために正確で迅速な情報発信を図られたい。
- 業務に伴う出張者やイベントに係る出演者等へのビジネス目的の感染症検査は、基本的に保険適用外の検査となり、現時点では検査サービス体制が整っていない。中小企業等のビジネス目的による感染症検査体制の整備や非感染証明書の発行体制の整備を図られたい。
- 医療体制強化のため、病床確保や設備整備を行う医療機関等に対する支援や、医療機関・福祉関係事業所などに対するマスクや消毒薬などの衛生資材の配布継続、医療従事者への一層の手厚い支援をお願いしたい。

(2) 飲酒運転撲滅の一層の強化

飲酒運転撲滅に向けて、市民や企業への働き掛けのさらなる強化を図られたい。

(3) 安全で快適な街づくり

福岡に住み訪れる人が治安の良さや安心を実感できる街づくりを推進することが重要である。商店街や自治会・町内会等と官民連携で、防犯やマナーアップなどに取り組まれたい。

- 市民の安全で快適な暮らしを実現するために、街灯や街頭防犯カメラの増設に取り組まれたい。
- 安全で快適に市内を回遊できるよう、自動車・自転車のマナーアップを図るとともに走行路・走行空間の確保を図られたい。
- 路上禁煙地区におけるルールの周知徹底や、タバコのポイ捨て防止の啓発推進など、喫煙マナーの普及・啓発を図られたい。

(4) 防災意識の啓発活動推進および災害時の連携体制の構築

熊本地震や九州北部豪雨など近年多発する大災害により、福岡商工会議所においても災害への備えの重要性が改めて認識されたところである。いつ何時発生するか分からない災害に対して、防災意識の啓発活動を推進するとともに、災害時における当所との連携を図られたい。

- 防災訓練への参加や企業内での備蓄促進を呼びかけるなど、企業の防災意識向上を促す啓発活動を推進されたい。
- 大規模災害発生時の帰宅困難者受け入れやビル間共助の仕組みづくりを推進されたい。
- 福岡商工会議所ビルが被災し使用不可となった場合の中小企業・小規模事業者支援の拠点機能の提供など、災害時を想定した当所との連携体制の構築を図られたい。

以上

令和2年10月27日

福岡商工会議所
会頭 藤 永 憲 一